

# 病院・診療所に関する消防法令が改正されました！！

平成25年10月に福岡市で発生した診療所火災（死者10名 負傷者5名）を受けて、病院・診療所等に関する消防法令が改正されました。

## 1 用途の細分化

消防法令では、出火危険性、避難困難性等を踏まえ、建物を業態ごとにグループ分けしています。病院、診療所又は助産所が属する(6)項イのグループに対し、消防用設備等による防火対策を講じるため、特定の診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科など）の有無、病床の有無やその種別等を踏まえ、(6)項イのグループが(1)から(4)までに細分化されました。

### 改正前

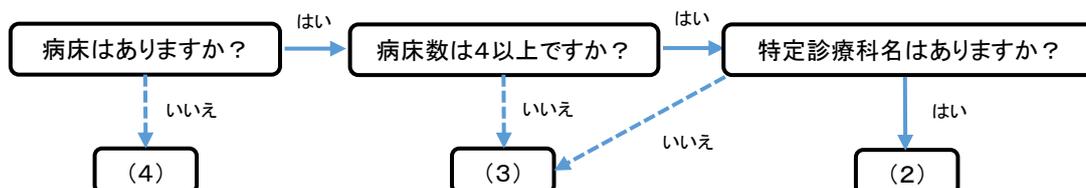
項目	用途
(6)項イ	病院
	診療所
	助産所



### 改正後（平成28年4月1日以降）

項目	用途
(6)項イ	(1) 特に防火対策が必要な病院
	(2) 特に防火対策が必要な有床診療所
	(3) (1)以外の病院、(2)以外の有床診療所又は有床助産所
	(4) 無床診療所又は無床助産所

例えば診療所の場合・・・



細分化されたグループのいずれに該当するかについては、管轄の消防署へお問い合わせください。

## 2 消防用設備等の基準の見直し（裏面を参照）

### 【消火器具】

(6)項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられました。

### 【スプリンクラー設備】

- (6)項イ(1)の病院、(6)項イ(2)の有床診療所については、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置が義務付けられました。ただし、火災発生時の延焼抑制構造を有する場合は対象外とされています。
- (6)項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、3000㎡以上のものにスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

### 【自動火災報知設備】

(6)項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置が義務付けられました。

### 【消防機関へ通報する火災報知設備】

(6)項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられました。また、(6)項イ(1)の病院、(6)項イ(2)の有床診療所に設置する消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動するものでなければならぬこととされました。



## (6) 項イ関係改正概要

	6項イ(1)		6項イ(2)		6項イ(3)		6項イ(4)	
	病院	診療所	病院	診療所	助産所	診療所	助産所	
	避難困難※1	有床 避難困難※2	避難困難 以外	有床 避難困難 以外	有床	無床	無床	
消火器	150㎡⇒すべて					改正なし (150㎡以上)		
スプリンクラー	3000㎡(6000㎡) ⇒すべて		改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ ⇒3000㎡		改正なし(6000㎡以上)		
屋内消火栓	内装制限時2、3倍読み ⇒1000㎡※3		改正なし (2、3倍読み)					
火災 通報装置	500㎡以上 ⇒すべて					改正なし (500㎡以上)		
連動起動	すべて		-					

※1 次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制(勤務させる従業者の数が、総務省令で定める員数を常時下回らない体制)を有するもの以外のもの

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの

(イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

※2 次のいずれにも該当する有床診療所

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの

(イ) 4床以上の病床を有するもの

※3 700㎡の2倍若しくは3倍の数値又は1000㎡に政令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値(基準面積)のうち、いずれか小さい数値

### 3 施行日及び経過措置について

設備ごとの施行日及び既存の防火対象物に対する経過措置は右表とおりです。



	施行日	経過措置
消火器具	平成28年4月1日	なし
屋内消火栓設備	平成28年4月1日	平成37年6月30日
スプリンクラー設備	平成28年4月1日	平成37年6月30日
自動火災報知設備	平成27年4月1日	平成30年3月31日
消防機関へ通報する 火災報知設備	平成28年4月1日	平成31年3月31日

管轄ごとのお問い合わせ先(括弧内が管轄)

熊本市消防局

検索

○ 熊本市消防局予防部指導課 TEL096-363-2249

○ 熊本市中央消防署(中央区※1) TEL096-364-2894

○ 熊本市東消防署(東区) TEL096-367-6315

○ 熊本市西消防署(西区・中央区※2) TEL096-353-5028

○ 熊本市南消防署(南区) TEL096-212-0303

○ 熊本市北消防署(北区) TEL096-327-2020

○ 熊本市益城西原消防署(益城町・西原村) TEL096-286-2298

※1 中央区(西消防署の管轄を除く。) ※2 西区、中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)